

三沢市長公式 X 運用方針

1 趣旨

三沢市は、市政情報の発信ツールとして活用するため、X（旧 Twitter）アカウント（以下、「本アカウント」という。）を開設します。本アカウントを通じた情報発信に当たり、運用方針を以下のとおり定めます。

2 発信内容

市長の公務活動に関する情報、市の施策、事業等に関する情報等を発信します。

3 公式アカウントの情報

- (1) アカウント名 三沢市長公式
- (2) アカウント MisawaCityMayor
- (3) URL <https://twitter.com/MisawaCityMayor>
- (4) 管理者 三沢市総務部秘書課長
- (5) 運用者 管理者が指名する職員

4 運用時間

原則、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の勤務時間内とします。ただし、管理者が必要と認める場合には、その他の時間に運用する場合があります。

5 運用方法

- (1) 必要に応じて、他のアカウントの投稿のリポスト又は引用ポストを行います。
- (2) アカウントによるフォロー及びフォローからの解除は、フォロー先アカウントに対して何らかの態度を表明するものではありません。

- (3) 本アカウントの投稿に対する返信及びダイレクトメッセージへの個別対応は原則として行いません。

6 免責事項

- (1) 利用者により投稿された本アカウントに対するコメント等について、三沢市は一切責任を負いません。
- (2) 利用者が掲載情報を利用する又は利用できなかったことで生じた直接的・間接的な損失について、三沢市はいかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 三沢市は、本アカウントに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 三沢市は、利用者が運営会社の定める利用規約等の変更により生じた直接的・間接的な損失について、一切の責任を負いません。
- (5) 三沢市は、上記免責事項のほか、本アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

7 禁止事項

本アカウントにおいて、利用者からの投稿等が以下の事項に該当するものと管理者が認めた場合、予告なく返信の非表示やアカウントのブロック等を行うことがあります。また、必要に応じて運営会社へ報告を行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 人権を侵害する恐れのあるもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等三沢市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他の利用者、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) その他三沢市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

8 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（文章、画像等）に関する知的財産権は、三沢市又は原作者者に帰属します。

また、本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び転載の対象となる投稿内容を改変せず、かつ出所を明記する場合（リポストによる投稿内容の共有を含む。）を除き、無断で複製・転載することはできません。

9 運用方針の変更等について

- (1) 三沢市は、予告なく本アカウントの運用方針の変更をすることがあります。
- (2) 三沢市は、予告なく本アカウントの内容を変更または削除し、運用を中止する場合があります。

10 適用

この運用方針は、令和5年10月24日から適用します。